

令和4年度における防衛省の中小企業者に関する契約の方針

防衛省は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和4年8月26日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和4年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当省は、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約金額の比率が前年度までの実績を上回るよう努め、令和4年度も引き続き比率が61%、金額が約4,950億円になるよう目指すものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

前項の中小企業・小規模事業者向け契約のうち、新規中小企業者の契約比率については、基本方針において、「前年度までの実績を上回るよう努め、まずは国等全体として3%以上を目指すものとし、取組を加速して着実な目標達成を図るものとする。」とされているところ、当省においても、前年度までの実績を上回るよう努め、3%以上を目指すものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当省は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

(1) 物件の発注に当たっては、引き続き、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限しない。

- (2) 防衛省・自衛隊の隊員食堂等において、可能な限り被災地域の食材を使用することに努めるとともに、当該地域の食材を使用した場合は、その旨を掲示等により利用者に周知する等、偏見や不安感の払拭に努める。
- (3) 被災地域における物件、工事及び役務（以下「物件等」という。）の発注に当たっては、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう適正な納期・工期の設定に配慮するとともに、代金の支払については、発注に係る工事等の完了後（前金払及び中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。
- (4) 被災地域における復旧・復興に伴う役務、工事等の発注に当たり、当該地域に所在する部隊等においては、当該地域における需給の状況、原材料費、人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務（以下「清掃役務等」という。）の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）を反映した額）等を踏まえた積算に基づき、適切な予定価格を作成するものとする。
- なお、燃料、原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に需給の状況（例えば季節要因）、最新の実勢価格等を考慮することとする。

2 平成28年熊本地震、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

平成28年熊本地震、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、特に前項第3号及び第4号と同様の措置を講ずるものとする。

3 事業継続力が認められる中小企業・小規模事業者に対する配慮

自然災害等の発生時における安定的な供給体制の確保及び中小企業・小規模事業者の災害への備えを促進していくことの重要性に鑑み、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第56条第1項に規定する「事業継続力強化計画」又は同法第58条第1項に規定する「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者の積極的な

活用を図り、当該者の受注機会の増大に努めるものとする。

4 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対する配慮

- (1) 中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、代金の支払については、発注に係る工事等の完了後（前金払及び中間前金払においてはその都度）、速やかに行うよう努めるものとする。
- (2) 契約を締結するに際し、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費、輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。また、契約の途中で需給の状況、原材料費、輸送費等の実勢価格等に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。
- (3) 物件の納入、役務の履行又は工事の施工等に際し、空間の分離や時間差等での作業実施など新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策が見込まれる場合には、あらかじめ仕様書等に明記するとともに、当該対策に要する経費を算出の上、適切に予定価格を作成し、契約金額へ反映させるものとする。
- (4) 入札の公正性、透明性及び競争性に留意しつつ、入札手続等において意見聴取等が必要な場合にはオンラインでの会議等を最大限活用することや、入札参加者等と資料のやり取りをする際は電子メールや郵送等でも対応するなど、柔軟かつ適切な対応に努めるものとする。

5 官公需情報の提供の徹底

- (1) 一般競争、企画競争又は公募による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者提供するほか、近傍の機関・部隊等、地元自治体、商工会議所等への発注情報の掲示を行うことにより、地元中小事業者の参入機会の拡大に努める。
また、可能なものについては、仕様書・内訳書等の発注内容の分かる情報も合わせて掲載等を行うこととする。
- (2) 計画的な調達を行う物件等について、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、調達に先立ってホームページへの掲載等を

行うこととする。

- (3) 物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して十分な説明に努める。

6 官公需に関する相談体制の整備

官公需に関する相談体制として、工事に係るものについては防衛省整備計画局施設計画課に、工事以外に係るものについては防衛装備庁調達管理部調達企画課に、それぞれ総合的な「官公需相談窓口」を、また、契約担当官等を置いている機関・部隊等ごとに「官公需相談窓口」を設けており、引き続き、東日本大震災、平成28年熊本地震、令和元年東日本台風及び令和2年7月豪雨の被災地域の中小企業・小規模事業者並びに新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者その他の中小企業・小規模事業者からの官公需情報、競争参加資格登録、入札に関する手続等の官公需相談に適切に応じるとともに必要な指導を行う。

7 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成する。また、同方式の活用にあたっては、品質を確保しつつ中小企業・小規模事業者が受注しやすい審査項目の設定方法についての検討を行う。

8 分離・分割発注における事例の活用

物件等の発注にあたっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性、公正性等に反しないかどうかを十分検討した上で、可能な限り分離・分割して発注を行う。

なお、商品等を種類ごとに分離することや役務の履行対象エリアを分割するなどの分離・分割発注を行う際には、中小企業庁が取りまとめている事例 (<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankouju/bunsho/121207H19bunri.pdf>) を参考として活用し、その実施を検討・追求する。

特に工事においては、公共事業の効率的執行を通じたコスト縮減を図

る観点から適切な発注ロットの設定が要請されていることに鑑み、こうした要請を前提とした分離・分割発注を行うよう努める。

9 適正な納期、工期、納入条件等の設定

(1) 物件等の発注に当たっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組、関係省庁からの要請等に留意しつつ、予算の繰越し、国庫債務負担行為の活用、発注見通しの公表、早期の発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業・小規模事業者が十分対応できるよう配慮するものとする。併せて、発注時期の平準化等の状況をモニターするなど、受注する中小企業・小規模事業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努める。

また、契約後に受注者から「働き方改革」に関する相談があった場合には、第6項に掲げる官公需に関する相談体制を活用するよう努めるものとする。

(2) 「地域発注者協議会」等において、公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の施工時期等の平準化に必要な取組について、発注者間で情報交換や連絡・調整を行うとともに、公共工事等の発注時の共通の課題への対応や各種施策の共有を図るよう努める。

(3) 発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議）及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）に規定される、公共工事等の実施に必要な工期・履行期間の確保及び地域における公共工事等の施工時期等の平準化を図るための方策を活用し、中小建設業者の受注機会の増大に努めるものとする。

10 一括調達又は共同調達における事例の活用

一括調達又は共同調達を実施する際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について中小企業庁が取りまとめ分析した事例（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2012/0224Itaku.htm>）を参考として活用し、その実施を検討・追求する。

11 一括調達又は共同調達における下位等級者の参加の推進

一括調達又は共同調達を実施する際の競争参加資格の設定に際して

は、関連規則に基づき、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努める。

12 小企業を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

- (1) 工事においては、契約内容の履行の確保の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域精通度、地域貢献度等に加え、迅速性、融通性等を評価項目として考慮することに努める。
- (2) 各機関・部隊等において、災害時等の燃料供給又は燃料輸送に係る協定を締結し、官公需適格組合の証明を受けている組合をはじめとする石油組合又はトラック組合を対象として、平時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、経済合理性、公正性等を踏まえつつ、当該協定に参加している中小石油販売業者又は中小輸送業者と随意契約を行うなど、中小石油販売業者又は中小輸送業者の受注機会の増大に努める。

13 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

- (1) 各機関・部隊等において調達される物件等について、少額の随意契約による場合には、契約実績のある相手方だけでなく、各機関・部隊等の所在する市町村の中小企業・小規模事業者を可能な限り見積先に含まれることとする。
- (2) 前号の実施のため、地域の中小企業・小規模事業者等の新規開拓に努めることとし、例えば地元事業者に対して、官公庁契約への参入の方法、具体的な契約手続・調達方針等について説明する場を設け、参入意欲のある事業者について競争参加資格の取得を促す、オープンカウンター方式^{※1}を活用し、当該方式により新たに参入した地元事業者を活用する等の取組を行うこととする。
- (3) 当省では、W T O基準額未満かつ特段の事情が認められない工事の契約に際して付す契約保証^{※2}について、保証金の額を引き下げる等の取組を行っており、引き続き、契約保証に係る制度の適切な運用及び中小企業・小規模事業者等への周知に努める。

※1 オープンカウンター方式

発注者が見積りの相手方を特定せず、調達内容等を公示し、参加を希望する者から広く見積りを募る方式

※2 契約保証

契約の相手方の契約上の義務の完全な履行を確保し、万一、その者が契約上の義務を履行しない場合には、その損害の賠償を容易にすることを目的とする保証

14 適正な予定価格の作成、契約金額の見直し、ダンピング受注の防止及び消費税の円滑かつ適正な転嫁の推進

- (1) 役務、工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料費、人件費等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成するものとする。
なお、燃料、原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に需給の状況（例えば季節要因）、最新の実勢価格等を考慮するよう努める。
- (2) 入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れ、清掃役務等について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認することなどにより、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- (3) 入札説明の際には、適切なコストを積み上げた価格での入札が行われるようダンピングの防止の周知に努め、物件等の請負契約に当たっては、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。その際、清掃役務等に関しては、人件費が明記された入札価格の内訳書を徴収し、最低賃金額を下回る人件費でないことの確認を行うものとする。
- (4) 工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
- (5) 物件及び役務の契約について、契約の途中で需給の状況又は原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、適切に対応するものとする。

とする。

(6) 消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する。

15 知的財産権の取扱いの明記

物件等の発注に当たり、発注内容に著作権等の知的財産権が含まれる場合には、当該知的財産権の取扱いについて、書面により明確にするよう努める。

また、契約に当たっては、当該知的財産権の財産的価値について十分に留意したものとなるよう努める。

その際、調達コストの適正化や著作物の二次的活用を図る観点から、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律（平成16年法律第81号）第2条第1項のコンテンツに該当し、著作権等の知的財産権の発生が含まれる場合には、発注者は当該知的財産権の全部又は一部を譲り受けず受注者に帰属させるコンテンツ版バイ・ドール契約の活用を促進するよう努めるものとする。

16 中小企業・小規模事業者の資金繰りへの配慮

中小企業・小規模事業者との官公需契約における支払までの資金繰りに配慮し、当省に対する債権の譲渡が必要と認められる場合は適切に対応するものとする。特に、発注者から債権の譲渡制限の意思表示がなされた場合であっても、受注者による譲渡の効力は妨げられないことと改正された民法（明治29年法律第89号）第466条第2項の趣旨を踏まえ、中小企業・小規模事業者による資金調達の円滑化を図るため、発注者の承諾を得なかったとしても債権の譲渡は有効であることについて、ホームページへの掲載等により中小企業・小規模事業者に情報提供するなど、資金繰りへの配慮に努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

当省は、新規中小企業者、官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

- (1) 一般競争入札においては、引き続き過去の実績を求めない又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮する。
なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう第2第13項第2号の規定により新規開拓した事業者等の活用等、小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努める。
- (2) 競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術・資格を必要としない場合等であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加により入札参加者の確保が図られるときは、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努める。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号に基づいて都道府県知事が認定した商品又は役務（いわゆる「トライアル発注認定商品等」）のうち、新規中小企業者が取り組むものについて、少額の契約であって随意契約による場合は、相見積りをとるなど受注機会の増大に努めるものとする。
- (4) 第2第6項に規定する「官公需相談窓口」において、新規中小企業者からの相談に対しても適切に対応する。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合との契約は、会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3第5項及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第18号の規定により随意契約によることができることを考慮し、組合との契約が可能な案件については、当該組合に対する受注機会の拡大に努める。

第4 第1から第3までに掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当省の全ての部局に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制として、現行の総合

取得改革推進委員会及び同委員会に置かれた調達管理部会を活用することとする。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握、みなし大企業の確認等、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。

附 則

官公需法第5条第3項の規定により、本方針は速やかに公表する。